小作爭議調査表

No. 100 （月報番號第一三乙號）（昭和十年六月分）

項目	内容
場所	糸島郡前原町大字板持字宮[illegible]ノ元
關係人員	地主 三島榮藏 小作人 藤森惣次郎
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	ナシ
關係地種類面積	田一反五畝
發生	昭和十年六月十四日
終熄	昭和〃年六月十九日
原因	地主は自作の目的を以て前記土地を購入し小作人に該土地返還を要求したるに小作人は代地あらば返還すとの回答を為したるに付地主は藤森賢吉の耕作地を引上げ代地として交付する事にて了解成り耕作ありたる処其後に至り両名は田崎水平社部落より異議ありたるを以て返還に應ぜずとて態度一変したり
要求事項	土地返還要求
經過	小作人は一應単独にて土地返還の約束を為したるも其の替地の藤森賢吉が異議態度を表へ之に應ぜず且つ今地の地主郷倉と田崎部落（水平社）と相反目し居る關係上部落民は小作人を支援し絶対土地引上反対を主唱す地主は先に了解ありたる為已に施肥の上耕鋤し居る關係上譲歩せず植付期を前に益々激化せんとしたり 前地主三島傳は土地引上を條件として賣却したる關係上六月十九日小作人藤森惣次郎を訪問し種々接衝の結果左記條件にて解決せり
結果	一、小作田は従来通りの小作人に於て小作すること 二、昭和七年度分の小作料中未納となりたる玄米三俵は所有權移轉料に伴ふ涙金として之を免除すること
備考	

財團法人 協調會福岡出張所